

あかいわ創生推進本部設置要綱

平成27年5月8日訓令第7号

平成27年9月30日訓令第11号

(設置)

第1条 赤磐市の人口減少問題及び人口減少に伴う諸課題を克服し、本市の持続的な発展を実現するため、本市における将来人口のビジョンや社会経済情勢を踏まえた実効性のある対策を取りまとめ、これを迅速かつ的確に推進することを目的に、あかいわ創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌)

第3条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定による赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
- (2) 前号の総合戦略に掲げる施策の推進及び検証
- (3) その他推進本部の設置目的を達成するために必要な事項

(推進本部会議)

第4条 本部長は、推進本部会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 推進本部に委員会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、総合政策部まち・ひと・しごと創生課長をもって充てる。
- 3 委員会は、推進本部の活動に関し、必要な事項を調査及び検討する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部にワーキンググループを置き、本部長が指名する者をもって構成する。

2 ワーキンググループ会議は、必要に応じて、前条に定める委員長が招集し、委員長は会務を総理する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、総合政策部まち・ひと・しごと創生課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総合政策部長	赤坂支所長
総務部長	熊山支所長
財務部長	吉井支所長
市民生活部長	消防長
保健福祉部長	議会事務局長
産業振興部長	会計管理者
建設事業部長	政策監
教育次長	参与

別表第2（第5条関係）

まち・ひと・しごと創生課長	健康増進課長
秘書企画課長	介護保険課長
総務課長	農林課長
くらし安全課長	商工観光課長
財政課長	都市計画課長
管財課長	建設課長
税務課長	上下水道課長
収納対策課長	会計課長
市民課長	教育総務課長
協働推進課長	学校教育課長
環境課長	社会教育課長
社会福祉課長	スポーツ振興課長
子育て支援課長	消防総務課長